手 数 料 表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

1 届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
1. 求人・求職の申込みを受けた求人者・求職者に提供する紹介サービスおよびこれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者 の年間賃金の35%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により 求人者と特別に合意した場合は、その金額としま す。(この場合でも、当該求職者の年間賃金の100 %または充足1件につき1000万円のうち、いずれか 高い方を上限とします。) 手数料の負担者は求人者とします。
	2. サービスを提供した場合における当該求人 の年間想定賃金を基準に、1.の金額を上限とし て求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
2. 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索およびそれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の35%とします。なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。(この場合でも、当該求職者の年間賃金の100%または充足1件につき1000万円のうち、いずれか高い方を上限とします。) 手数料の負担者は求人者とします。 2. サービスを提供した場合における当該求人の年間想定賃金を基準に、1.の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。

※1. 労働契約における契約期間が1年に満たない場合は、契約期間を1年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。 ※2. 上記手数料に消費税は含まれておりません。

許可番号 47-ユ-300153

事業所の名称及び所在地: 株式会社レキサン 沖縄県那覇市久茂地2丁目12番21号6階S-1室

「手数料表 手数料の額及び負担者」についての補足事項

「なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。(この場合でも、当該求職者の年間賃金の100%または充足1件につき1000万円のうち、いずれか高い方を上限とします。)」の表記について、下記を補足します。

年間賃金の35%以上の場合は、主に求人者からの依頼で受け付ける場合に生じる。採用難易度が高く、また求人者からの高い要望により、求人者側が手数料を高めに設定をする依頼が稀にあるが、その依頼があった場合に、対応できるように上記の文言を付記しています。

事業所の名称及び所在地: 株式会社レキサン 沖縄県那覇市久茂地2丁目12番21号6階S-1室